

# 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

施設名 南城市立児童館  
(施設区分) 児童厚生施設  
代表者名 館長 宮城 光也

## 1 基本チェックリスト

- 職員の就業前の体温測定
- 職員の手指消毒の徹底
- 職員のマスクの着用
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- 利用者に対するマスク着用お願いの周知

## 2 基本的な感染拡大予防策

### (1) 感染症防止のための利用者受入れの方法

#### ア 密にならないための対策

各部屋の利用人員を定め、密集しないように努める。必要に応じて利用団体の制限を実施する。

#### イ 発熱等の症状のある方の利用制限方法

発熱や咳、頭痛等の症状がある方については、原則として利用をお断りする。

#### ウ その他

利用者に下記の事項を徹底するよう協力を求める。

##### (ア) 検温

(イ) 石鹼やアルコール消毒液などによる手洗い

(ウ) 正しいマスクの着用を含む咳エチケット

### (2) 対人距離の確保の方法

#### ア 接触感染対策

(ア) 席は対面にならないよう配置を工夫し隣同士の間隔も可能な限り広くする。

(イ) 他人と共有する物品は可能な限り少なくする。

#### イ 飛沫感染対策

(ア) 受付は透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

### (3) 施設の換気対策

ア 窓は2カ所以上開け、定期的に空気の入替えを実施する。

### (4) 施設・設備・物品等の消毒対策

ア 複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、テーブル、ドアノブなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行う。

イ 建物の清掃と消毒は、1日1～2回実施する。

### (5) その他基本的な感染拡大予防策

ア 冷水機の利用は止め、水筒を持参するよう協力を求める。

イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、表示する。

ウ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手洗いを行う。

## 3. 独自の感染予防対策

(1) 県外又は国外への渡航歴がある方については、来沖後2週間の利用自粛を求める。

(2) 国又は県から緊急事態宣言が発令された場合は、解除されるまでの間、施設の利用制限を実施する。